



ユリ

ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811

熊本県熊本市本荘6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340

FAX. 096 (375) 4341

7月

(文月) JULY

17日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31

ワンポイント 財産評価基本通達

相続税や贈与税の課税価格計算のための基礎となる財産の評価方法を定めた行政上の文書。相続税法では、「財産の価額は取得時の時価」としていますが、時価を客観的に評価することは難しいことから、納税者間で相続財産等の評価が異なり不公平にならないよう国税庁が画一的な評価方法を定めています。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月18日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月18日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日



金融機関が破綻した場合

ペイオフ解禁がされた二〇〇二年当時では一千万円ずつ預金を分散するなど制度の導入に対し意識が高かったのですが、その意識も薄れつつあります。金融機関が破綻した場合に備えて改めて確認しておきましょう。

1 預金等の保護の範囲

万が一、金融機関が破綻した場合に、預金保険で保護される預金などの額は以下のとおりです。

◎ 決済用預金

当座預金、利息のつかない普通預金など決済用預金(①決済サービスを提供できる、②預金

者が払い戻しをいつでも請求できる、③利息がつかない、という三つの要件を満たしている預金)に該当するものは、全額保護されます。

◎ 利息のつく預金

利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、金融債(保護預り専用商品に限ります)などは、一金融機関ごとに合算して、預金者一単位(法人も一単位)当たり元本一千万円までと破綻日までの利息等が保護されます。

一千万円を超える部分について

ては、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

◎ 外貨預金等

外貨預金、譲渡性預金、金融債(募集債及び保護預り契約が終了したもの)などについては一千万円の保護の対象外であり、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

◎ 金融機関が合併した場合

金融機関が合併したり、営業(事業)の全てを譲り受けた場合には、その後一年間に限って、保護される預金等金額の範囲は、全額保護される預金を除き「預金者一人当たり一千万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額になります(例えば、二行合併の場合には二千万円)。

◎ 一部支払いカットも

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本一千万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じ、倒産手続によって弁済金・配当金として支払われることとなるため、一部カットされることがあります。

2 預金保護の仕組み

金融機関が破綻したときの預金保護の仕組みとしては、次の二つの方式があります。

(1) 保険金支払方式

預金保険機構が預金者に対し、直接保険金を支払うかたちで、預金等の保護を行う方式。

(2) 資金援助方式

破綻金融機関の営業の一部を他の健全な金融機関(救済金融機関)が受け継ぎ、そのために必要なコスト等を預金保険機構が救済金融機関等に資金援助するかたちで、預金等の保護を行う方式。

どちらの方式でも、預金保険制度により預金等が保護される範囲は同じですが、保険金支払方式は、破産手続の併用により破綻金融機関の金融機能が停止し清算されることが予定されているのに対して、資金援助方式は、破綻金融機関の一定の金融機能は救済金融機関に移管され維持されます。

預金者に直接保険金を支払う場合、保険金の額を記入した「保険金支払通知書」「保険金支払請

求書」が郵送されるため、預金者は郵送された書類に基づいて保険金の支払い請求を行います。

預金を設定する場合、預金保険機構は破綻した金融機関以外の金融機関（救済金融機関）に預金を預け入れて、預金者に譲渡します。譲渡の際には、新たな預金通帳が交付されます。また、保険金を受け取るには、公告された支払期間内に支払請求をする必要があります。請求を行わなかった場合、保険金を受け取れない場合もありますので注意が必要です。

3 預金保険で保護されない預金等の取扱い

民事再生法に則って金融機関の破綻処理が進められ、決済用預金以外の保護の範囲を超える預金等、例えば、定期預金や利息のつく普通預金のうち、預金者一人当たり一千万円を超える部分については、一部カットされる可能性があります。

どの程度の金額をカットされるかは、破綻金融機関の資産の処分・回収などの状況に応じて、裁判所の関与のもとで決められ

ますが、決して全額が戻ってこないというわけではありません。保護の範囲を超える預金等に関する具体的な対応策としては、①預金者からの相殺、②預金等債権の買取りがあります。

① 預金者からの相殺
預金者が破綻した金融機関から借入をしている場合には、預金と借入金を相殺できる場合があります。

例えば、決済用預金ではない普通預金を二千万円持っている預金者が、同じ金融機関から一千万円の借入を行っていたとします。

この場合、相殺をしないと、預金のうち一千万円は保護されますが、一千万円を超える部分である一千万円は一部カットされた上、借入金一千万円の返済が残ってしまうことになります。これに対し、保護対象外の預金の一千万円と借入金一千万円を相殺すれば、預金と借入金とともに消滅し、借入金の返済は不要になります。この結果、預金一千万円部分の一部カットを免れたのと同じ効果が得られます。

相殺は、預金者が破綻後に破綻金融機関に対して手続をすることが必要で、自動的に行われるわけではありません。ただし、手続の案内等については、破綻発生時の広報活動を通じ、預金者に知らせることになっていきます。

なお、預金等債権の買取りを受けた預金は、相殺を行うことができなくなりますので、その前に相殺の手続を行う必要があります。

② 預金等債権の買取り

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本一千万円を超える部分は、破綻金融機関の資産の処分・回収などの状況に応じて支払われるため、一部カットされる可能性があります。

そのカット率は、裁判所の関与のもとで決められますが、そのうち法的倒産手続が終わるまでには相当な期間を要します。そこで、これを待たずに、預金保険機構がカット率を予想し、それを考慮して決定した一定の率（概算払率）を対象預金に乗じた金額により買取る形で概算

額を預金者に支払う制度があります。これを「概算払」といいます。

この制度を利用すれば、預金者は、弁済金・配当金の受取りを待たずに、一部カットされる可能性のある預金を早期に受け取ることができます。

なお、外貨預金も概算払の対象になります。

概算払額（預金者が受け取ることのできる金額）＝対象預金のうち元本一千万円を超える部分及び外貨預金とこれらに係る利息など×預金保険機構が決定した概算払率

また、裁判所の関与のもとで正式に決められた回収予定額が、概算払額等を上回る場合には、その金額が後日預金者に追加的に支払われます。これを「精算払」といいます。

4 実例

二〇一〇年には日本振興銀行が破綻し、ペイオフが日本で初めて実施されました。保護対象以外の払い戻しは一律五八％で、最終の弁済率が確定するまでに、四年間がかかっています。

住宅の 取得等に係る 税額控除の整理

個人が、住宅の新築や購入又は増改築等を行った場合、一定の要件を満たす時には、五種類ある税額控除のいずれかを適用することによって、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から一定金額を控除することができます。

ただし、どの税額控除を適用するか判断が難しいところがありますので、今回、ポイントを整理してみます。



図表1 税額控除の種類

税額控除		控除を受けられる場合
ローン型(※)	A 住宅借入金等特別控除	住宅の新築や購入をした場合
		住宅の増改築等をした場合
	B 特定増改築等住宅借入金等特別控除	住宅のバリアフリー改修工事をした場合
		住宅の省エネ改修工事をした場合
住宅の多世帯同居改修工事をした場合		
自己資金型(※)	C 住宅耐震改修特別控除	住宅の耐震改修工事をした場合
	D 住宅特定改修特別税額控除	住宅のバリアフリー改修工事をした場合
		住宅の省エネ改修工事をした場合
		住宅の多世帯同居改修工事をした場合
		住宅の耐久性向上改修工事をした場合
E 認定住宅新築等特別税額控除	認定住宅*を新築した場合 新築の認定住宅*を購入した場合	

個人が住宅に資金を投入した場合に適用できる税額控除には、次の五種類があります(図表1)。

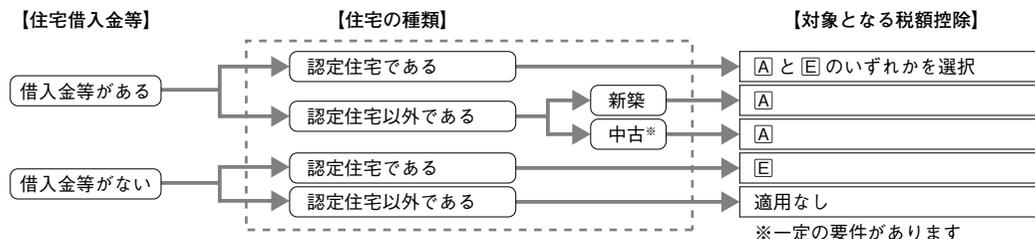
1 税額控除の種類

- ※「ローン型」と「自己資金型」の違いは、次のとおりです。
- ① ローン型
 - 一定の借入金等を利用している場合に受けることができます。なお、その償還期間又は賦払期間が十年(Bは五年)以上であることが必要です。
 - 各年の年末時点での借入金等の残高の合計額に一定割合を乗じて算出した金額を原則として十年間(Bは五年間)、その年分の所得税額から差し引くことができます。
 - ② 自己資金型
 - 借入金の利用の有無は問われません。
 - それぞれの税額控除に応じた計算方法に沿って算出した金額を原則として居住の用に供した年(住宅耐震改修特別控除の適用を受ける場合は、改修を行った年)に限り、その年分の所得税額から差し引く
- (注) 借入金の借換えや繰上返済を行うことにより税額控除の適用要件を満たさなくなり、その後の年において税額控除を受けられなくなる場合があります。

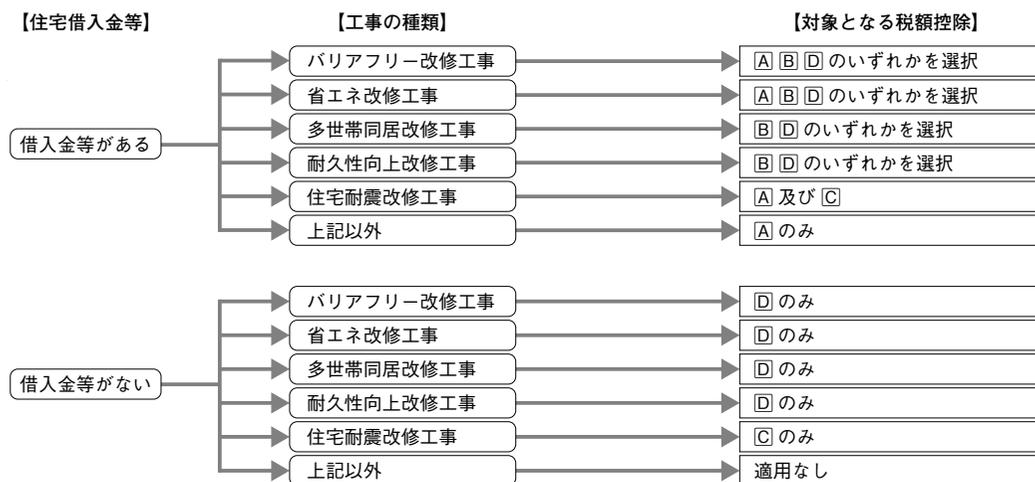
2 住宅の取得等に係る 税額控除の判定表

- 住宅の新築や購入をした場合は、「図表2」を、住宅の増改築等をした場合は「図表3」を参照し、対象となる税額控除を認して下さい。
- なお、複数の税額控除から一つを選択できる場合がありますが、いずれの税額控除が有利となるかは、毎年の所得金額や借
- ③ 認定住宅
 - 認定住宅とは、次の①から③の住宅のことです。
 - ② 都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物
 - ③ 都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物
- ③ 東日本大震災の被災者については、別途、特例が設けられています。
- ※認定住宅

図表2 住宅の新築や購入をした場合



図表3 住宅の増改築等をした場合



3 控除額

A 借入金等の年末残高の合計額×1% 〓 税額控除できる金額

B 特定増改築に係る借入金等の年末残高の合計額a×2% + (増改築等に係る借入金等の年末残高の合計額 - a) × 1% 〓 税額控除できる金額

C 住宅耐震改修工事の標準的な費用の額* (単位当たりの標準的な工事費用の額×床面積等) × 1.0% 〓 税額控除できる金額

D 特定改修工事の標準的な費用の額×1.0% 〓 税額控除できる金額

E 認定住宅の構造及び設備に係る標準的な費用の額(四万三、八〇〇円×認定住宅の床面積) × 1.0% 〓 税額控除できる金額

入金等の年末残高などにより異なります。また、一度確定申告で選択した税額控除は、その後、更正の請求や修正申告により変更することができません。

4 その他

各制度の詳細及び要件については、国税庁ホームページでそれぞれの税額控除ごとに説明されていますのでご覧下さい。

※ 住宅耐震改修工事の標準的な費用の額

	改修工事内容	単位当たりの金額(円)	単位
①	木造住宅の基礎に係る耐震改修	15,900	建築面積(単位㎡)
②	木造住宅の壁に係る耐震改修	23,400	床面積(単位㎡)
③	木造住宅の屋根に係る耐震改修	20,200	施工面積(単位㎡)
④	①、②、③以外の木造住宅に係る耐震改修	34,700	床面積(単位㎡)
⑤	木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	78,000	床面積(単位㎡)
⑥	木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,552,000	耐震改修の箇所数
⑦	⑤、⑥以外に係る耐震改修	267,600	床面積(単位㎡)

雇用保険法等の改正

就業促進および雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険法等の改正が行われました（施行日は内容により異なり、平成二十九年四月一日以降に順次実施。本文中の各項目末尾に表示します）。

今回の改正では、失業等給付の拡充、育児休業制度の見直し、職業紹介の機能強化、求人情報等の適正化などが講じられています。それらのうち主なものをご案内します。

一 失業等給付（雇用保険法）

（一）基本手当の拡充

「基本手当」は、雇用保険の被保険者が失業し、求職活動をしている間に、雇用保険制度より支給されるものです。

在職中の賃金額に基づいて基本手当の一日あたりの額が算出され、被保険者であった期間の長さや離職理由等により給付さ

れる日数（「所定給付日数」といい、九十日から三百六十日の範囲で定められています）や受給期間の長さが決まります。

なお、基本手当は、退職後に所定給付日数がまともて支給されるのではなく、四週間ごとに設けられた失業認定日にハローワークに行き、直近の期間のうち失業していたと認められた日数分が支給されます。

早期に再就職をした場合は、所定給付日数のすべてを受給しないこともあります。要件を満たす場合は支給残日数に応じた「再就職手当」が支給されます。

基本手当は、次の拡充が行われました。

- ① 平成二十八年三月まではりーマンショック（平成二十年秋）を契機とした雇用情勢の悪化を受け、暫定措置として所定給付日数の延長等が講じられていました。
この措置を終了する一方で、雇用情勢が悪い地域に居住する者の所定給付日数を六十日延長する暫定措置が五年間実施されます。

また、災害により離職した者の所定給付日数を原則六十日（最大百二十日）延長できることとされました。【平成二十九年四月施行】

② 雇止めにより離職した有期雇用労働者の所定給付日数を、倒産・解雇等により離職した者と同程度にする暫定措置が五年間実施されます。【平成二十九年四月施行】

③ 倒産・解雇等により離職した三十〜四十五歳未満の者の所定給付日数が引き上げられました。

これは、基本手当の所定給付日数を受け終わるまでの間の就職率が低い年齢層を対象として行われたものです。

在職中の被保険者であった期間が一年以上五年未満の者のうち、三十〜三十五歳未満の者は百二十日（従来は九十日）、三十五歳以上四十五歳未満の者は百五十日（従来は九十日）となりました。【平成二十九年四月施行】

④ 近年、最低賃金が引き上げられた結果、基本手当の一日あたりの額を求めるときに用い

る「賃金日額※」の下限が最低賃金を下回る状況となっていました。そのため、直近の賃金分布等を基にして賃金日額の上限額・下限額等の引上げが行われます。【平成二十九年八月施行】

※賃金日額：離職直前の六か月の賃金を百八十で除した金額。上限額・下限額が定められており、算出した賃金日額が下限額を下回るときは、下限額を基にして基本手当の一日あたりの額を求めます。

（二）教育訓練給付の拡充

在職者の中長期的なキャリアアップを支援するため、専門実践教育訓練給付※による支援強化が行われます。

※ 訓練期間が長く、専門性が高いものが対象とされ、業務独占資格（看護師等）、専門職学位課程（MBA等）などが該当します。

具体的には、専門実践教育訓練給付の給付率が次のように拡充されます。

- ・ 訓練に要した費用（入学科料＋受講料）の五〇％（従来は四〇％）を支給

・ 専門実践教育訓練の修了後一年以内に、目標として設定した資格を取得等し、雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、さらに二〇％（変更なし）を支給

その結果、合計すると訓練に要した費用の七〇％（従来は六〇％）が支給されることとなります。これに合わせて年間あたりの上限額は五十六万円（従来は四十八万円）に拡充されます。

また、平成三十年度までの暫定措置として、四十五歳未満の離職者に対しては、受講期間中に基本手当の五〇％相当額を教育訓練支援給付金として支給することとされていましたが、この措置は平成三十三年度まで延長され、かつ、支給率は基本手当の八〇％相当額へと拡充されます。【平成三十年一月施行】

（三）移転費

Ｕターン就職等を希望する者を支援し、広域的な職業紹介等を促進するため移転費の支給対象が追加されます。従来は「公共職業安定所」が紹介した職業に就職する等のため、住所又は居所を変更する必要がある者に、

交通費、移転費等を支給していました。

今後は、「職業紹介事業者（ハローワークとの連携に適さないものは除く）」等の紹介により就職する者についても、移転費の支給対象とされます。【平成三十年一月施行】

二 育児休業制度（育児・介護休業法、雇用保険法）

育児休業期間は、原則として子が一歳に達するまでとされ、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が一歳六か月に達するまで延長できます（現行）。

認可保育所に入れない等の理由でやむなく離職するなど、雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、一歳六か月に達した時点で認可保育所に入れない等の場合は、再度の申請により、子が「二歳」に達するまで育児休業が認められることとなります（育児・介護休業法）。

これに伴い、雇用保険制度から支給される育児休業給付についても支給期間が延長され、子が二歳に達するまで支給されます。【平成二十九年十月施行】

三 職業紹介等（職業安定法）

職業紹介の機能強化および求人情報等の適正化が行われます。

① 求人への不受理

ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象※に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことが可能とされます。【法の公布日（平成二十九年三月末）から三年以内に施行】

※ 現行はハローワークにおける新卒者向け求人のみが不受理の対象とされています。

② 紹介実績等の情報提供

職業紹介事業者に、就職者の数、就職者のうち早期に離職した者の数、手数料に関する事項（手数料表、返戻金制度等）などの情報提供（厚生労働省の「人材サービス総合サイト」に掲載すること等が予定されています）が義務付けられます。【平成三十年一月施行】

③ 虚偽求人への対応

求人者が虚偽の求人申込みを行った場合に罰則（六月以

下の懲役または三十万円以下の罰金）の対象とすること、また、勧告（従わない場合は社名等の公表）など指導監督の規定の整備が行われます。【平成三十年一月施行】

④ 労働契約締結前の労働条件明示
求人者が職業紹介・募集広告で示したものと異なる内容で労働契約を締結しようとする場合は、労働契約を締結する前に新たな労働条件を明示することが義務付けられます。【平成三十年一月施行】

今回は、被保険者や退職者が受ける給付、企業に実施が義務付けられる事項を重点的に取り上げましたが、その他に雇用保険率の引下げ、求人情報サイトや求人情報誌等に対する募集情報（適正化等）に向けての措置（努力義務規定）、育児・介護休業制度等を労働者に周知すること（努力義務規定）など、各種の改正が行われています。

詳細は、厚生労働省やハローワーク等のホームページをご覧ください。

朝アイス

森永乳業の実験によると、アイスクリームを食べることにより、脳に対して様々な良い結果をもたらすことがわかりました。そこで「朝アイス」をはじめてみませんか？お薦めする理由として下記の効果が得られるからです。

① リラックス+すっきり感が得られる

一口大のチョココーティングしたバニラアイスクリームを摂取した直後に脳波測定を実施したところ、同量の比較対象物であるかき氷状の氷に比べて高い周波数帯で、 α 波の数値が大きくなることがわかりました。つまり、アイスクリームの摂取によりリラックス効果が高まり、それと同時にすっきり感である覚醒度も得られることがわかったのです。

② 頭の回転が速くなる

実験によると、アイスクリームはリラックスをしている時には脳が α 波を出してさ

らにリラックス効果を高めるだけでなく、脳を活性化させたいときには脳の情報処理機能を増進させるという結果も出ています。

朝にアイスクリームを食べることで頭の回転が速まるということです。

③ イライラした気持ちがおさまる

脳波測定の前後に、心理状態の変化を明らかにする「VAS」という調査も行われました。その結果、イライラ感の項目で、氷と比べアイスクリームの方が軽減する傾向がみられました。つまり、アイスクリームでイライラ感を鎮めることができるようです。

「朝は弱くてなかなか起きられない」という方も、「アイスクリームを食べよう！」と思えば意外とすんなり起きられるといったような、目覚め効果も期待できるかもしれません。

朝アイスでリラックスし、頭の回転を速く、イライラした気持ちを抑えて出社してみませんか？

革靴のお手入れ

社員の場合、仕事で毎日履く方も多い革靴。皆さんお手入れはどのようにされていますか？

毎日忙しく、なかなかきちんとお手入れできない、という方も多いでしょうが、普段から少しだけ手を入れてあげると、革靴を美しく保ったまま長く履き続けることができます。

家に帰ったら、まずは靴用ブラシで一日の汚れを落としましょう。そしてきれいにブラッシングができれば、シューキーパーを靴に入れて休ませます。

普段のお手入れは以上です。5分もかからずできてしまいます。

時間のある時には時々クリームを塗って栄養を与えてあげましょう。

ともすればおろそかになりがちな足元ですが、美しく保たれた革靴を履いている方は、男女問わずとても素敵です。ぜひ毎日の小さな習慣にしてみませんか。

コンセプトルーム

旅に出たら、どこに行くか、何をするか。おいしいものも食べたいし素晴らしい景色も見たい！そんな旅の楽しみのひとつに、「どんなホテルに泊まるか」ということがあります。今、コンセプトルームが話題になっています。

外国からの観光客も喜びそうな、金箔が散りばめられ、日本の伝統を感じられる部屋。また、人気のデザイナーズブランドや化粧品ブランドとコラボした部屋。いずれも、内装だけでなく小物や食器に至るまでイメージが統一され、その世界に心ゆくまで浸ることが出来ます。どんな部屋に泊まってみたいですか？